

第2次藤枝市文化マスタープラン 策定懇話会

【文化マスタープラン策定概要】

令和元年12月

1. 文化を取り巻く国や県の動向

文化だけにとどまらない横断的な考え方

国では、平成27年に閣議決定された「文化芸術の振興に関する基本的な方針（第4次基本方針）」において、＜我が国が目指す「文化芸術立国」の姿＞を掲げ、文化芸術資源により未来をつくっていくことが示されています。また、平成29年には「文化芸術振興基本法の一部を改正する法律」が可決され、**観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他関連分野における施策を範囲に取り込むこと**や、文化芸術によって生み出される価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用することが示されています。

■文化芸術の振興に関する基本的な方針（第4次基本方針）＜文化芸術立国の姿＞

- ・あらゆる人々が全国様々な場で創作活動への参加、鑑賞体験ができる機会の提供
- ・2020年オリンピック・パラリンピック東京大会を契機とする文化プログラムの全国展開
- ・被災地からは復興の姿を、地域の文化芸術の魅力と一体として国内外へ発信
- ・文化芸術関係の新たな雇用や産業を現在よりも大幅に創出

■文化芸術振興基本法の一部を改正する法律＜基本的施策＞

- ①芸術、メディア芸術、伝統芸能、芸能の振興について、伝統芸能の例示に「組踊」を追加するとともに、必要な施策の例示に「物品の保存」「展示」「知識及び技能の継承」「芸術祭の開催」などへの支援を追加
- ②生活文化の例示に「食文化」を追加するとともに、生活文化の振興を図る
- ③各地域の文化芸術の振興を通じた地域の振興を図ることとし、必要な施策の例示に「芸術祭への支援」を追加
- ④国際的な交流等の推進に関する必要な施策の例示に「海外における我が国の文化芸術の現地の言語による提示、公開その他の普及への支援」及び「文化芸術に関する国際機関等の業務に従事する人材の養成及び派遣」を追加
- ⑤芸術家等の養成及び確保に関する必要な施策の例示における国内外における「教育訓練等の人材育成への支援」を追加

今回の策定で踏まえること

- ・文化芸術の分野のみにとどまらない幅広い分野の施策反映が必要
- ・施策評価を実施し、多様化する課題を踏まえた方策検討



(1)文化芸術基本法の制定

国は、平成 13 年に「文化芸術振興基本法」を施行し、平成 27 年「文化芸術の振興に関する基本的な方針」（第 4 次基本方針）を閣議決定し、教育、福祉、まちづくり、観光・産業等幅広い分野との関連性を意識しながら、それら周辺領域への波及効果を視野に入れた文化芸術振興施策を推進しています。

こうした中、平成 29 年 6 月に「文化芸術振興基本法」が改正され、文化芸術そのものの振興に加え、観光・まちづくり・国際交流・福祉・教育・産業その他の各関連分野における施策を法律の範囲に取り込むとともに、文化芸術により生み出されるさまざまな価値を、文化芸術の更なる発展、継承及び創造につなげていくことが盛り込まれ、法律名も「文化芸術基本法」と改められました。

(2)劇場、音楽堂等の活性化に関する法律の制定

平成 24 年 6 月に劇場、音楽堂等の活性化に関する法律が施行されました。この法律は、文化芸術振興基本法の基本理念に基づいて、劇場、音楽堂、文化ホールなどの機能を活性化し、音楽、舞踊、演劇、伝統芸能、演芸などの水準の向上と振興を図るために制定されたもので、劇場、音楽堂等の事業、関係者並びに国及び地方公共団体の役割、基本的施策などについて定めています。

(3)文化芸術の振興に関する基本的な方針

平成 27 年 5 月に文化芸術の振興に関する基本的な方針（第 4 次基本方針）が閣議決定されました。この第 4 次基本方針では、文化芸術振興の基本理念や意義に加えて、『国際的な文化交流の必要性』や教育、まちづくり、観光・産業との関連による『社会への波及効果』、条例の制定等による『地方公共団体における文化施策の展開』、定性的な評価を活用した『政策評価の必要性』などが明記されています。

(4)東京2020オリンピック・パラリンピックの開催

「文化芸術立国中期プラン」（平成 26 年）等により、2020 年に開催される東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、国は文化を活用したまちづくりの取り組みを進めています。

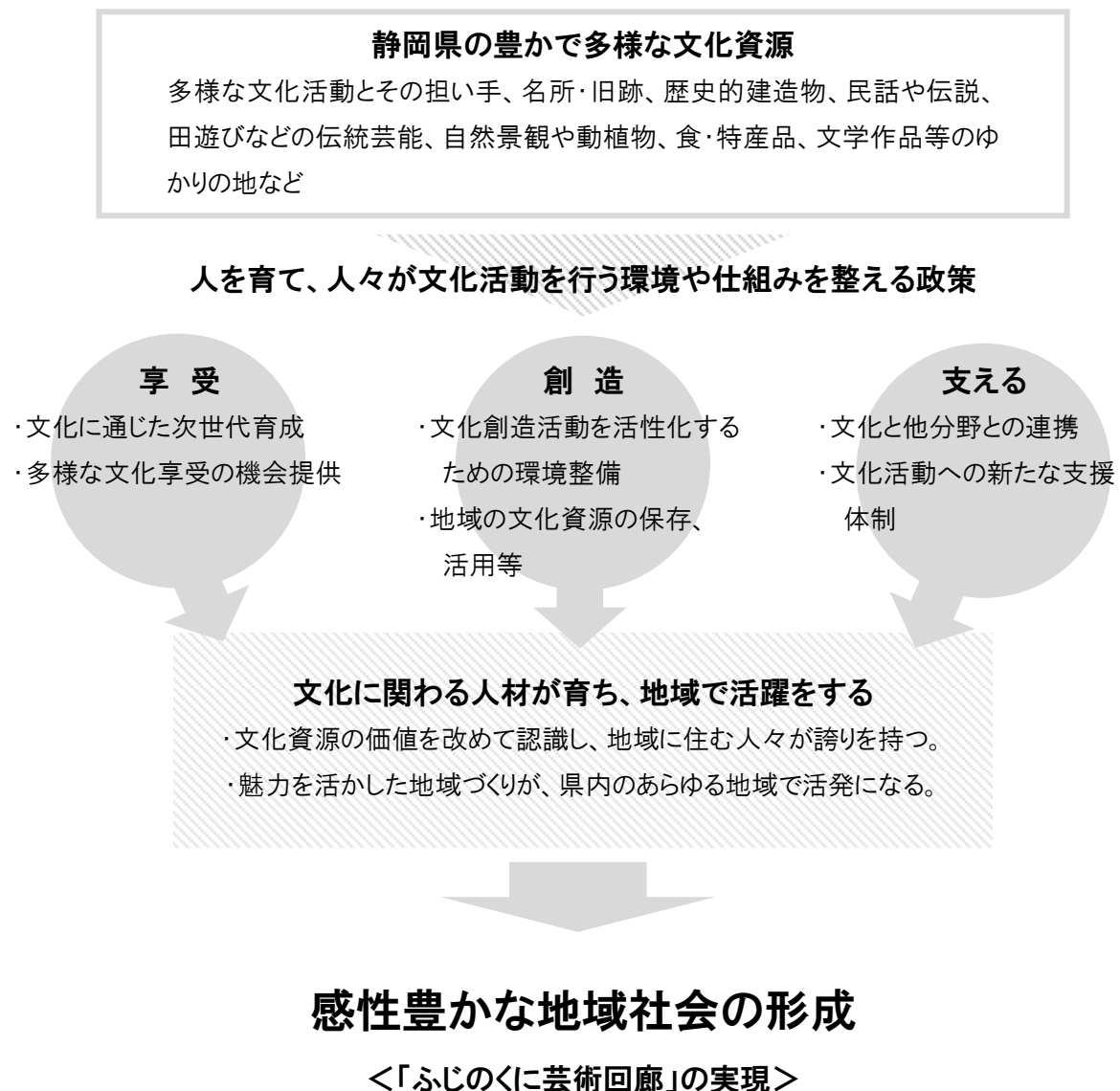
(5)クールジャパン戦略の取組

外国人がクールととらえる日本の魅力（アニメ、マンガ、ゲーム等のコンテンツ、ファッション、食、伝統文化、デザイン、ロボットや環境技術など）の強みを産業化し、それを国際展開するための官民連携による推進方策及び発信力の強化が検討され、クールジャパン戦略として推進されています。

(6) 静岡県文化振興基本条例・第4期ふじのくに文化振興基本計画

静岡県においても平成 18 年の「静岡県文化振興基本条例」をはじめ、平成 20 年に「静岡県文化振興基本計画」が制定され、平成 30 年 3 月には、「感性豊かな地域社会の形成」を基本目標に、第 4 期計画が策定されています。

◇静岡県「ふじのくに文化振興基本計画」より引用



誰に対しても開かれ、人々が自由に文化を享受また創造し、互いの価値観や違いを認め合う社会

2. 他市の事例

<近隣市>

自治体名	静岡市文化振興計画【計画期間:2017⇒2022】
考え方	【将来像】 「文化のちからにより、訪れる人、住む人を魅了するまち」 【目標】 ○歴史に彩られた個性豊かな文化の創造 ○文化を活かした交流による活力あふれるまちづくり
目標設定	具体的な数値目標は設定せず
特徴	○リーディングプロジェクト「まちは劇場」を設定している。 ○リーディングプロジェクトのロゴマーク作成など文化を活用したシティプロモーションの推進により、交流人口の拡大を図っている。

自治体名	焼津市文化振興計画【計画期間:2019⇒2028】
考え方	【基本理念】 「文化にふれ、楽しむことができるまち 粋な文化が人・まちを育てる文化交流都市」 【方針】 ○文化に触れる、活動する機会の創出 ○人材育成 ○文化を活用した交流づくり
目標設定	・文化活動実施率 (1年間の文化・芸術鑑賞や創作・参加を通じた体験などの活動をした市民の割合) 26.9% ⇒ 60%(2028年) ・文化交流人口 (さまざまな文化の力を活かし、文化交流人口の拡大) 130万人 ⇒ 200万人(2028年)
特徴	○計画の視点「ふれ、楽しむ」「伝え、はぐくむ」「活かし、にぎわう」を設けて、シンプルに構成している。

自治体名	島田市文化・芸術推進計画【計画期間:2020⇒2025】
考え方	-
目標設定	-
特徴	○現在、策定中。 ○11月に文化芸術シンポジウムの開催を予定している。

自治体名	掛川市文化振興計画【計画期間:2015⇒2024】
考え方	<p>【基本理念】</p> <p>「掛川市民は、夢と希望溢れる未来に向かって報徳と生涯学習の精神で、文化を伝え創造していく」</p> <p>【方針】</p> <p>○したしむ(文化芸術に触れる機会創出、子ども、若者の感性の育成など)</p> <p>○つたえる(伝統文化の伝承、情報発信など)</p> <p>○つくる(文化資源を活かした産業の創出など)</p> <p>○ささえる(支援体制の構築、活動拠点の充実など)</p>
目標設定	-
特徴	○計画の推進体制を細かく記載している。

<全国>

自治体名	酒田市文化・芸術推進計画【計画期間:2018⇒2027】
考え方	<p>【基本理念】</p> <p>酒田市文化芸術基本条例の目的を基本理念としている</p> <p>【計画テーマ】</p> <p>多様な交流がおりなす湊町文化の創造</p> <p>【重点的視点】</p> <p>○文化芸術による社会の課題解決(健康、福祉、子育て、教育問題等)</p> <p>○次代を担う子共たちを対象にした文化芸術事業の充実(未来への投資)</p> <p>【政策構成】</p> <p>○市民文化政策(ひとづくり)</p> <p>○都市文化政策(まちづくり)</p>
目標設定	<p>市民文化政策(ひとづくり)</p> <p>・文化芸術の活動がしやすいと答えた市民の割合 50.3% ⇒ 60%</p> <p>・文化芸術活動に参加した市民の割合 27.7% ⇒ 33%</p> <p>・文化芸術活動の満足度 42.1% ⇒ 50%</p> <p>・文化芸術活動を鑑賞した市民の割合 36.4% ⇒ 43%</p> <p>・子どもたちの文化芸術に触れる機会に対する満足度 31.2% ⇒ 37%</p> <p>都市文化政策(まちづくり)</p> <p>・文化資源について誇りを持っている市民の割合 66.3% ⇒ 79%</p> <p>・多様な分野との連携事業数 10事業</p> <p>・文化施設に行ったことある市民の割合 81.7% ⇒ 90%</p>
特徴	<p>○ひとづくりとまちづくりに特化した施策の組み方をしている。</p> <p>○施策内に、産業との連携を記載している。</p>

自治体名	豊岡市文化芸術振興計画【計画期間:2018⇒2022】
考え方	<p>【戦略目的】</p> <p>文化芸術による「小さな世界都市」の実現</p> <p>【主要手段】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域の歴史、伝統、文化が守られ、新しい工夫が加わり、引き継がれている ○優れた文化芸術が創造され、発信されている ○文化芸術による交流が盛んになり、豊岡の魅力が高まっている ○子どもたちが優れた文化芸術に触れ、豊岡で世界と出会っている
目標設定	-
特徴	<p>○新しい国の方針を踏まえ、社会潮流のトレンドを主要手段に反映している。</p> <p>⇒「新しい工夫」「文化芸術が創造される」「魅力が高まっている」「世界と出会っている」など</p>

3. 藤枝市文化マスタープランについて

文化の力で ふじえだを元気に！

藤枝市では、「文化の力で ふじえだを元気に！」～未来をつくる新たな力 文化の力～を基本理念に、文化を支える人づくり「人の力」、文化活動の活性化「活動の力」、歴史文化の継承と活用「歴史の力」、文化を育む環境づくり「環境の力」の4つの方針をもとに施策を実施してきました。

◇藤枝市文化マスタープラン概要版より引用



(1)計画期間

計画期間は、平成23年度から令和2年度までの10年間となっています。



令和元年より令和2年度の計画期間が終了するまでに次期計画を策定します。

(2)文化の範囲

藤枝市文化マスタープランで定める文化の範囲については、「芸術」「伝統芸能」「生活文化」「歴史文化」としています。スポーツについては、サッカーが盛んなこともあり、ひとつのスポーツの枠を超えた文化として根づいていることから、「サッカーのまち藤枝ドリームプラン」や「スポーツ振興基本計画」によって、推進するものとしています。



大きな変更はなくても、現状のまま推進するかどうか、協議が必要です。

(3)計画の成果

藤枝市文化マスタープランで定めた重点プロジェクトについて、まとめています。

重点プロジェクト1. 芸術に触れる機会の創出

- 文化の宝箱【H23～H29、H30～市民会館事業として実施】
⇒市内で活動する芸術家などを派遣し、学校コンサート、出前ミニコンサート等を実施
- まちかど博物館・美術館【「岡部宿にぎわいまつり」「お茶の香ロード」を実施】
⇒街角ギャラリーなどと、見て歩くコースづくりを実施
- 里の芸術祭【H28～】
⇒中山間地での自然を生かした芸術祭を開催
藤の瀬会館の周辺で毎年「せとや陶の村 灯りアート」の開催
- 玉露の里などで音楽祭の開催【H23～H25】
⇒自然に囲まれた会場で音楽祭を開催

藤枝市にある資源を有効活用し、芸術に触れる機会を創出してきました。

重点プロジェクト2. ふじえだ文化の再発見

- 枝っ子文化人【本市ゆかりの若手デザイナーによるワークショップ開催】
⇒市内在住の芸術家などの情報をデータベース化し、情報発信
- 枝っ子検定【市HPで実施（システム変更により休止）】
⇒藤枝市の歴史や文化などを問題にした検定を実施
- デジタルミュージアムの構築【データ公開に向け実施中】
⇒市の保有する文化資源をデータ化し、ホームページで検索できるようにする
- 子ども向け市史、映像版市史の作成【一般向けにわかりやすい図説市史を刊行】
⇒市史の内容をわかりやく解説した子ども向け市史や映像を作成

枝っ子検定の実施など、ふじえだ文化を定着させる取組を実施しました。

重点プロジェクト3. 街道文化の発信

- 旧東海道松並木の保存【市指定文化財 H9 岡部町内谷地区、H25 上青島地区】
⇒旧東海道沿いの松並木の景観を保存、継承
- 岡部宿内野本陣跡の整備【H23～H27】
⇒市指定史跡の岡部宿本陣跡を隣接する大旅籠柏屋や岡部宿公園とともに整備
- 街道文化まつり【H22～ ※H29～東海道岡部宿にぎわいまつり】
⇒岡部宿の街道沿いの民家・商店で芸術の発表やイベントを開催
- 東海道藤枝宿、お茶の香ロード、街角ギャラリーへの補助【H22～】
⇒藤枝宿の街道沿いの民家・茶工場などで芸術の発表や文化イベントへの補助金の交付
- 街道・文化芸術作品発信【H22～H26】
⇒街道を題材にした、作品を公募し、表彰・展示
藤枝まちみち作品コンテストを実施
⇒藤枝に関係する歌舞伎や街道文学作品などを現代風の芝居にて上演した
鳶紅葉宇都谷峠【H24～H25】、「家康公と藤枝」物語【H27】
- 街道・文化交流会の開催【H30～R1】
⇒東海道の連携をテーマとした全国街道交流会議プレシンポジウムと東海道宿駅会議を開催
- みちゆかしの開催
⇒街道をフィールドとした小規模体験プログラム「みちゆかし」を開催

街道沿いの景観保全から、街道文化を振興する取組を実施してきました。

重点プロジェクト4. 活動環境の充実

- 市民会館リニューアル事業【H24～H25】
 - ⇒耐震化に合わせて、展示・会議室等の機能強化を図った
- 博物館・文学館などの機能強化
 - 【歴史・文学・美術と多様なジャンルで展示会開催、SNS による情報発信強化、子供向け出前講座の実施、博物館ボランティアのスキルアップ】
 - ⇒博物館等の情報発信を強化し、学校と連携した体験学習の充実、市民サポーターの育成を実施
- 他市の文化施設との連携強化
 - ⇒施設利用面で他市との連携を強化
 - H23. 4 から志太広域事務組合で他市施設の利用料助成が始まる

市民会館のリニューアルを含めた活動環境の充実が図れました。

実施した中でみえた課題

文化マスタープランの推進にあたり、「人」「活動」「歴史・伝統」「環境」の視点で課題を整理していました。プランの推進にあたり、解決してきたこともあれば、全国的な傾向から、課題が深刻化しているものもあります。

今後は、激しく変化する社会情勢も踏まえながら、市民に寄り添ったプラン作成が求められています。

①「人」についての課題

- 少子高齢化の進展で、活動団体等の人材が不足してきています。
- 活動団体に属さず、個人で活動する人々をどう巻き込むが課題となっています。

②「活動」についての課題

- 芸術鑑賞機会は、マスタープランの取組により創出されてきているものの、更に文化団体等と連携して推進する必要があります。
- 市民の実感としては、「機会」が少ないと感じています。(ニーズ調査より)
- 周辺地域との役割分担と連携が課題となっています。
- 民間活力の導入が必要となっています。(営利活動との関係)

③「歴史・伝統」についての課題

- 歴史文化のPRについては、従来の周知方法に加え、多種多様な情報発信方法を求められています。
- 図説市史の刊行により、地域の歴史にわかりやすく触れることができるようになりました。
- 歴史に興味のある世代の年齢層が高くなっています。
- 小・中学校の学習カリキュラムと郷土学習が連携していく方法の検討と、人材確保が必要です。

④「環境」についての課題

- 市民会館のリニューアル【H24～H25】により、市民の文化芸術活動の拠点ができました。
- 活動環境について、さらなる情報発信の強化が求められています。
- 市民会館がそもそも「指定管理」運営が理想なのか、拠点としての市民の文化芸術活動が増えれば、利益は上がらないのではないかなど、方向性の部分で検討事項があります。
- 高価でも高水準であればよいと考える高齢者層と安価を求める若年者層のバランス調整が必要となっています。